

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第11号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

「

	6,600	7,300	
	6,600		
	6,600		
	6,600		
別表第2の1再任用教職員以外の教職員の項中	6,700		を
	6,700		
	6,700		
	6,700		
	6,800		

」

「

6,600	7,300	
6,600	7,300	
6,600	7,300	
6,600	7,300	
6,700	7,300	に改める。
6,700	7,300	
6,700	7,300	
6,700	7,300	
6,800	7,300	

」

「

別表第2の2再任用教職員以外の教職員の項中

6,300	7,300	
6,300		
6,300		
6,300		
6,400		を
6,400		
6,400		
6,400		
6,500		

「

6,300	7,300	
6,300	7,300	
6,300	7,300	
6,300	7,300	
6,400	7,300	に改める。
6,400	7,300	
6,400	7,300	
6,400	7,300	
6,500	7,300	

」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)